

●香川県告示第15号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、東讃加入区について、平成22年香川県告示第18号による保険に付すべき義務は、平成26年1月14日限り消滅したので、告示する。

平成26年1月17日

香川県知事 浜 田 恵 造